

保護者の皆様

帯広市長 米沢 則寿
(市民福祉部こども福祉室こども課担当)

新型コロナウイルス感染症における保育等施設をお休みいただく要件等について（通知）

日頃から、保育及び幼児教育施設の運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
今般、厚生労働省より濃厚接触者の待機期間が見直しされたことに伴い、本市では、帯広保健所と合わせ、7月25日より適用することとしましたので、施設における対応等についてお知らせいたします。
引き続き、お休みする要件に該当する場合はお休みいただくようお願いいたします。

記

1 取り扱いのポイント

- 「濃厚接触者」及び「感染の可能性がある方」で無症状の場合、待機期間が短縮（7日⇒5日へ）
※感染者と最後に接触した日（0日目）の翌日から5日間は登所（園）できません。（6日目から登所可）
- 健康観察期間は、従来の7日間のままです。
（検温など自身による健康状態の確認や感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けることなど）

2 保育施設への連絡及びお休みいただく要件（保育料等の日割り返金対象）

誰が	要件	お子さまがお休みいただく期間
通所する お子様が	「陽性」の判定が出た場合	治癒するまで※1
	「濃厚接触者」に特定された場合	保健所での待機期間の間※1
	「感染の可能性がある方」に選定された場合	施設での待機期間の間※2
	保健所又は医師の判断によりPCR検査等を受ける場合	検査結果（陰性）が判明するまで
	【児童保育センター】通学する小学校の全部または一部が臨時休業となった場合	臨時休業の間
	【児童保育センター】通学する小学校より出席停止の措置を受けた場合	出席停止の間
同居家族が	保健所又は医師の判断によりPCR検査等を受ける場合	検査結果（陰性）が判明するまで
	「濃厚接触者」、「感染の可能性がある方」に選定され、その同居家族に風邪症状がある場合	

※1 「陽性者」と「濃厚接触者」の期間については、保健所の指示に従ってください。

※2 「感染の可能性がある方」の期間については、施設の指示に従ってください。

保育所幼稚園係
電話 0155-65-4159